令和７年１２月吉日

県立農業高等学校からのお願い

県立農業高等学校　農業部

【重要】鳥インフルエンザ感染防止に伴う立入禁止のお願い

本校では、かねてより関係者以外の敷地内への立ち入りを禁じております。

さらに先日の県内での鳥インフルエンザ発生の報告を受け、家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）の感染防止対策強化として、厳重立入禁止区域を設けました。下図の「厳重立入禁止」区域には絶対に入らないでください。校内でも、動物科学科の職員・生徒以外の立ち入りを禁じています。

万が一、校内で感染が確認された場合、家畜伝染病予防法に基づき、飼育しているすべての鶏を殺処分しなければなりません。これは、生徒たちの学習活動がすべて停止するだけでなく、大切な動物たちの命に甚大な影響を及ぼす事態となります。それだけではなく、半径１０ｋｍ圏内養鶏場に移動制限がかかり多大なる迷惑をかける事にもなりかねません。

つきましては、許可なく校内へ立ち入ることは固く禁じます。「関係者以外立入禁止」

なお、正当な理由のない敷地内への侵入は、刑法第 130 条「建造物侵入罪」に問われ、3 年以下の懲役または 10 万円以下の罰金が科される可能性があります。
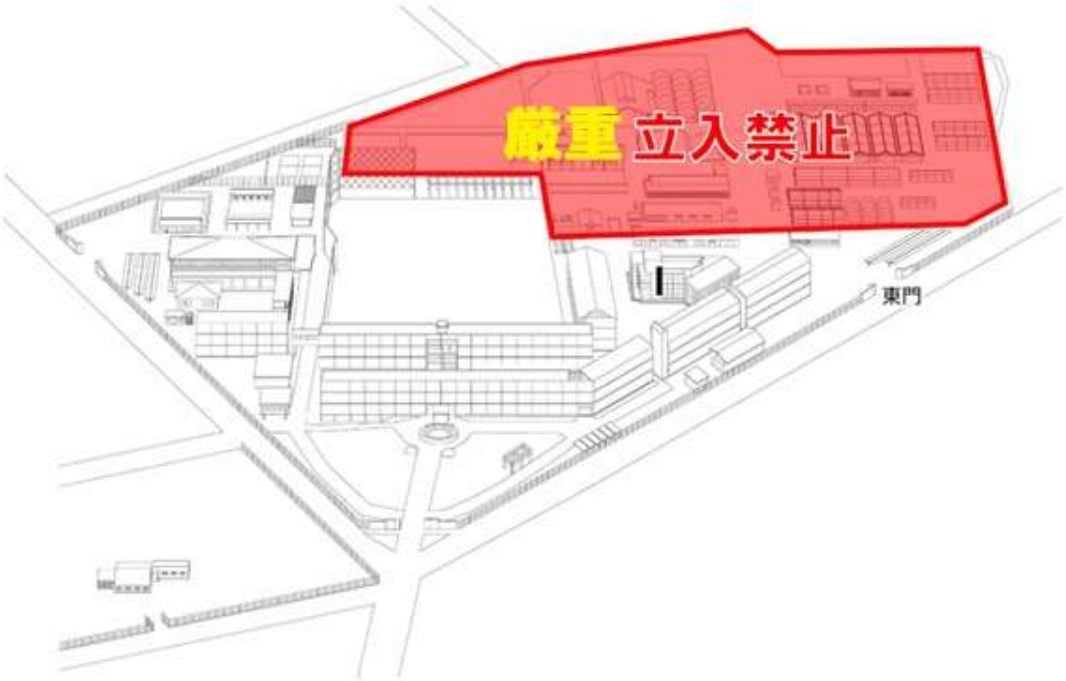
生徒の学びと動物たちの命を守るため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。